

四国厚生支局長に届け出ている施設基準(令和3年5月1日現在)

基本診療料

- ◆一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)
- ◆総合入院体制加算2
- ◆救急医療管理加算
- ◆超急性期脳卒中加算
- ◆診療録管理体制加算2
- ◆医師事務作業補助体制加算1
(15対1補助体制加算)
- ◆急性期看護補助体制加算
(25対1 看護補助者5割以上)
- ◆急性期看護職員夜間配置加算
(看護職員夜間12対1配置加算2)
- ◆療養環境加算
- ◆重症者等療養環境特別加算
- ◆無菌治療室管理加算1
- ◆無菌治療室管理加算2
- ◆緩和ケア診療加算
- ◆栄養サポートチーム加算
- ◆医療安全対策加算1
(医療安全対策地域連携加算1)
- ◆感染防止対策加算1
(感染防止対策地域連携加算)
(抗菌薬適正使用支援加算)
- ◆患者サポート体制充実加算
- ◆褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ◆ハイリスク妊娠管理加算
- ◆ハイリスク分娩管理加算
- ◆後発医薬品使用体制加算1
- ◆データ提出加算
(提出データ評価加算)
- ◆入退院支援加算2
(入院時支援加算)
- ◆認知症ケア加算1
- ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆排尿自立支援加算
- ◆精神疾患診療体制加算
- ◆地域医療体制確保加算
- ◆救命救急入院料3
(救急体制充実加算1、高度医療体制加算)
- ◆救命救急入院料4
(救急体制充実加算1、高度医療体制加算)
- ◆特定集中治療室管理料2
(早期離床・リハビリテーション加算)
- ◆総合周産期特定集中治療室管理料
(母体・胎児集中治療室管理料、新生児集中治療室管理料)
- ◆新生児治療回復室入院医療管理料

- ◆小児入院医療管理料2
(小児入院医療管理加算)
- ◆ハイケアユニット入院医療管理料1

特掲診療料

- ◆心臓ペースメーカー指導管理料
(注5に規定する遠隔モニタリング加算)
- ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
(注2に掲げる遠隔モニタリング加算)
- ◆糖尿病合併症管理料
- ◆がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- ◆外来緩和ケア管理料
- ◆移植後患者指導管理料(臓器移植後)
- ◆移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後)
- ◆糖尿病透析予防指導管理料
- ◆小児運動器疾患指導管理料
- ◆乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ◆婦人科特定疾患治療管理料
- ◆腎代替療法指導管理料
- ◆外来放射線照射診療料
- ◆ニコチン依存症管理料
- ◆がん治療連携計画策定料
- ◆外来排尿自立指導料
- ◆肝炎インターフェロン治療計画料
- ◆薬剤管理指導料
- ◆医療機器安全管理料1
- ◆医療機器安全管理料2
- ◆在宅血液透析指導管理料
- ◆在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ◆持続血糖測定器加算
- ◆遺伝学的検査
- ◆BRCA1/2遺伝子検査
- ◆がんゲノムプロファイリング検査
- ◆骨髄微小残存病変量測定
- ◆先天性代謝異常症検査
- ◆抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
- ◆HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ◆ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
- ◆検体検査管理加算(Ⅰ)(Ⅳ)
(国際標準検査管理加算)
- ◆心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ◆胎児心エコー法
- ◆ヘッドアップティルト試験
- ◆皮下連続式グルコース測定
- ◆神経学的検査
- ◆全視野精密網膜電図
- ◆ロービジョン検査判断料

- ◆コンタクトレンズ検査料1
- ◆小児食物アレルギー負荷検査
- ◆内服・点滴誘発試験
- ◆画像診断管理加算1、2
- ◆ポジトロン断層撮影
- ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ◆CT撮影及びMRI撮影
- ◆冠動脈CT撮影加算
- ◆外傷全身CT加算
- ◆心臓MRI撮影加算
- ◆乳房MRI撮影加算
- ◆小児鎮静下MRI撮影加算
- ◆頭部MRI撮影加算
- ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ◆血流予備量比コンピューター断層撮影
- ◆外来化学療法加算1
- ◆無菌製剤処理料
- ◆心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆がん患者リハビリテーション料
- ◆エタノールの局所注入(甲状腺に対するもの)
- ◆人工腎臓
(導入期加算2及び腎代替療法実績加算)
(透析液水質確保加算)
(下肢末梢動脈疾患指導管理加算)
- ◆皮膚移植術(死体)
- ◆後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- ◆椎間板内酵素注入療法
- ◆脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む)及び脳刺激装置交換術
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ◆羊膜移植術
- ◆緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))
- ◆緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- ◆内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)
- ◆鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- ◆鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ◆上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る)、下顎骨形成術
(骨移動を伴う場合に限る)
- ◆乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
(区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合)
- ◆胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を
超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ◆経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ◆経カテーテル大動脈弁置換術
- ◆経皮的下肢動脈形成術

- ◆経皮的中隔心筋焼灼術
 - ◆経皮的僧帽弁クリップ術
 - ◆左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるもの)
 - ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
 - ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
 - ◆両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)(経静脈電極の場合)
 - ◆植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極抜去術(心筋電極の場合)(経静脈電極の場合)
 - ◆両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)(経静脈電極の場合)
 - ◆大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
 - ◆経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
 - ◆内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
 - ◆腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
 - ◆腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
 - ◆腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
 - ◆バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
 - ◆胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)
 - ◆腹腔鏡下肝切除術
 - ◆腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
 - ◆腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術
 - ◆腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
 - ◆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
 - ◆腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
 - ◆腹腔鏡下小切開副腎摘出術
 - ◆体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
 - ◆腹腔鏡下小切開腎部分切除術
 - ◆腹腔鏡下小切開腎摘出術
 - ◆腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術
 - ◆腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
 - ◆腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
 - ◆同種死体腎移植術
 - ◆生体腎移植術
 - ◆膀胱水圧拡張術
 - ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
 - ◆腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
 - ◆腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
 - ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
 - ◆腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術
 - ◆腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
 - ◆腹腔鏡下仙骨腔固定術
 - ◆腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
 - ◆腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)
 - ◆胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)
- ※医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術

- ◆胎児胸腔・羊水腔シャント術
- ◆胎児輸血術
- ◆同種クリオプレシピテート作製術
- ◆輸血管理料Ⅰ
(輸血適正使用加算)
- ◆コーディネート体制充実加算
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆レーザー機器加算
- ◆麻酔管理料(Ⅰ)(Ⅱ)
- ◆放射線治療専任加算
- ◆外来放射線治療加算
- ◆高エネルギー放射線治療
- ◆1回線量増加加算
- ◆強度変調放射線治療(IMRT)
- ◆画像誘導放射線治療(IGRT)
- ◆体外照射呼吸性移動対策加算
- ◆定位放射線治療
- ◆定位放射線治療呼吸性移動対策加算(その他のもの)
- ◆病理診断管理加算2
- ◆悪性腫瘍病理組織標本加算
- ◆入院時食事療養(Ⅰ)(食堂加算)
- ◆酸素の購入単価

<歯科診療に係るもの>

- ◆地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ◆歯科外来診療環境体制加算2
- ◆歯科診療特別対応連携加算
- ◆総合医療管理加算
- ◆歯科治療時医療管理料
- ◆精密触覚機能検査
- ◆歯科口腔リハビリテーション料2
- ◆口腔粘膜処置
- ◆クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆CAD/CAM冠
- ◆歯科技工加算1及び2
- ◆歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算
及び歯科治療時医療管理料
- ◆有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2

<その他当院が基準を満たす施設基準>

- ◆臨床研修病院入院診療加算
- ◆妊産婦緊急搬送入院加算
- ◆乳幼児加算・幼児加算
- ◆超重症児(者)・準超重症児(者)入院診療加算
- ◆小児療養環境特別加算
- ◆がん拠点病院加算
- ◆悪性腫瘍特異物質治療管理料

- ◆小児科療養指導料
- ◆外来栄養食事指導料
- ◆入院栄養食事指導料
- ◆集団栄養食事指導料
- ◆心臓ペースメーカー指導管理料(植込型除細動器移行加算)
- ◆高度難聴指導管理料
- ◆腎代謝療養法実績加算
- ◆小児悪性腫瘍患者指導管理料
- ◆乳幼児育児栄養指導料
- ◆がん治療連携管理料
- ◆外来がん患者在宅連携指導料
- ◆造血器腫瘍遺伝子検査
- ◆植込型心電図検査
- ◆大腸CT撮影加算
- ◆廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆一酸化窒素吸入療法(新生児の低酸素呼吸不全に対して実施するものに限る。)
- ◆経皮的冠動脈形成術
- ◆経皮的冠動脈ステント留置術
- ◆植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
- ◆経皮的大動脈遮断術